



Title	地域に根ざす障害児教育
Author(s)	川岸, 健一
Citation	北海道大学教育学部社会教育研究室報, 1976, 28-35
Issue Date	1977-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28587
Type	departmental bulletin paper
File Information	1976_P28-35.pdf



地域に根ざす障害児教育

(卒業論文要約)

社会教育ゼミ4年 川岸 健一

○ はじめに

1975年度養護学校義務設置を前にして、障害児教育に対する社会的関心が高まってきている。とりわけ、1960年代後半以降、東京・京都・大阪等を中心として各地で障害児教育運動の取り組みが展開され、著しい進展をみせてきている。

こうした背景には、憲法・教育基本法に掲げられている「権利としての教育権」思想の拡がりと共に、60年代以降の高度経済成長に伴う交通災害・公害等により、障害児・者問題が決して他人事ではなくなってきたということ、更に教育への差別・選別的能力主義の反映により種々の矛盾がもたらされ、これ又大きな社会問題となってきている、ということがある。

本卒論では、障害児教育の制度的保障を概観すると共に、教職員・父母を中心とした障害児教育運動、とりわけその先駆的取り組みとして京都府立与謝の海養護学校の実践を跡付けることにより、障害児教育の在り方を模索してみた。

○ 教育権保障の国際的動向

障害児・者の教育権をも含めた発達権保障の国際的取り組みは、戦後、国際連合を中心に組み込まれ、1948年の「世界人権宣言」、1959年「児童の権利宣言」、1960年ユネスコ「教育上の差別待遇反対に関する条約」、更に、1971年「精神遅滞者の権利宣言」等を採択する中で、①全ての人々の発達権保障、②必要かつ適切な手だての保障、③労働・教育・医療・福祉等の総合的保障、が基本的に確認された。

○ 戦後日本の障害児教育

こうした中で、戦後我が国においても、憲法・教育基本法の中で全ての児童の教育権が謳われ、具体的に学校教育法第22・39条で「保護者の子女を就学させる義務」を規定している。しかし同時に、その義務の猶予・免除も定められ、それが児童福祉施設入所の条件であった。又、養護学校の設置義務については、やっと1973年に「79年実施」の政令を出した次第である。

これらのことから、障害児の就学率は未だ3割強にすぎず(表1)、養護学校・特殊学級数の増加数(表2)に見合った形では、不就学者は減少していない(表3)。中でも、幼児教育・後期中等教育は立ち遅れている(表4)。

又、不就学は、単に教育機会を奪われているということに止まらない影響を児童及び家庭生活に与えていることも無視できない。

1960年代に入ると、日本経済は本格的な「高度成長」の道を進む訳であるが、主に労働力政策の面から「人的能力開発政策」が唱えられる。これは例えば、1963年経済審議会「人的能力政策に関する答申」等にみられる。

表1 義務教育段階の心身障害児童・生徒推定数、就学者数および就学率(1974)

区分	心身障害児童・生徒数 出現率(%) 推定対象者(人)		特殊教育諸学校、特殊学級就学者数 (人)		同左就学率 (%)	学校学級数
視覚障害	0.080	11,409	4,186	盲学校 3,888 特殊学級(※) 303	35.2	77校 60学級
聴覚障害	0.110	16,376	9,989	養学校 8,271 ※ 1,718	61.0	107 309
精神薄弱	2.070	308,142	130,321	養護学校 14,033 ※ 116,288	42.3	188 17,171
肢体不自由	0.180	26,795	15,774	養護学校 13,582 ※ 2,192	58.9	119 365
病弱・虚弱	0.490	72,942	8,819	養護学校 4,008 ※ 4,811	12.1	63 604
小計	2.930	436,164	169,089	特殊教育諸学校 43,777 ※ 125,312	38.8	554 18,509
言語障害	0.330	49,124	4,825	※ 4,825	9.8	710
情緒障害	0.430	64,010	2,578	※ 2,578	4.0	461
合計	3.690	549,298	176,442	特殊教育諸学校 43,777 ※ 132,715	32.1	554 19,680

(注) 1. 出典、昭和49年度文部省特殊教育資料
 2. 日本精神薄弱者福祉連盟編『精神薄弱者問題白書1975年版』p.226

表2 盲・聾・養護学校数及び特殊学級数の推移—国・公・私立

	計	盲学校	聾学校	養護学校				特殊学級		
				小計	精神薄弱	肢体不自由	病弱	小計	小学校	中学校
1960	215(16)校	73(3)	93(10)	43(3)校	17(1)	14(2)	12(2)	2,937学級	2,029	908
65	304(33)	75(2)	100(7)	129(24)	57(3)	47(12)	25(9)	8,527	5,484	3,043
70	367(55)	73(2)	102(6)	192(47)	87(14)	76(22)	29(11)	15,540	9,290	6,250
74	485(69)	75(2)	101(6)	309(61)	164(24)	98(21)	47(16)	19,680	12,548	7,132

(注) 1. ()内の数は分校を示し、外数を合成
 2. 日本精神薄弱者福祉連盟編『精神薄弱者問題白書1975年版』p.240(第8表)を合成

この中でも触れられている「教育における能力主義」は、「教育投資論」の考え方と共に、中央教育審議会答申にも基本的に貫ぬかれています。

1971年中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」の中でも「市町村に対して必要な収容力をもつ精神薄弱児のための特殊学級を設置する義務を課すること」として触れられている特殊学級（精神薄弱）において、高IQ児が存在することは、67年の文部省調査でも、3人に1人はIQ76以上の者であり、4人に1人は「教育上特別な扱いを要しない」者であることを指摘している（図1）。

このことを、61～74年における特殊学級在級者増が精神薄弱養護学校在学者増の8倍であること等と併せ考えると、「普通学級」から振り落とされた子供が入級していると想像される。

現実には、「7・3教育体制」で有名な富山県、学力テスト全国一を誇った香川県等にその矛盾

表3 学齢児童・生徒数（人）

	1960	65	70	75	
就学者	18,516,858	15,765,181	14,247,047	15,172,102	
不 就 学 者	就学免除	9,187	9,685	9,770	5,584
	就学猶予	17,811	12,698	11,513	7,504
	小計	26,998	22,383	21,283	13,088
就学率(%)	99.85	99.86	99.85	99.91	

(注)『昭和50年度我が国の教育水準』p.144～195

表4 特殊教育諸学校・特殊学級在学者数（人）

	1960	65	70	75	
特 殊 教 育 諸 学 校	幼稚部	594	1,072	1,861	2,625
	小学部	41,484	70,505	94,621	112,529
	中学部	19,557	44,185	67,755	64,643
	高等部	8,979	10,225	12,206	16,120
	小計	70,614	125,987	176,443	195,917
小 学 校	小学校	24,406	51,450	72,676	84,205
	中学校	10,430	30,221	52,971	48,164
	小計	34,836	81,671	125,647	132,369

(注)『昭和50年度我が国の教育水準』p.250～251

図1 公立小学校特殊学級（精神薄弱）に在籍する児童・生徒の実態（程度別構成比）

在籍児童・生徒総数 96,701人（昭和42.5.1）
「教育上特別な扱いを要する」児童・生徒 76.7%（72,873人）
「教育上特別な扱いを要しない」児童・生徒 25.3%（24,728人）

IQ40～49 61%（5,958）	IQ50～75 52.0%（50,727）	IQ76～85 6.1%（5,960）
IQ20～39 4.7%（4,600）		IQ86～ 9.1%（8,917）
IQ～19 1.8%（1,755）		精薄の疑いなし 7.5%（7,323）
不能		不明 2.6%（2,528）

(注)日本精神薄弱者福祉連盟編『精神薄弱者問題白書 1969年版』（日本文化科学社）p.43

があらわれていた。

一方、日本教職員組合は、教研集会を中心とする取り組みとして、1961年第10回大会以来、「国民教育創造の運動」を掲げる中で、障害児教育を民主的な国民教育の一環として位置づけ、それが対象・内容・方法において、障害に応じた特別の手だて、配慮を必要とはするが、決して「特殊な教育」ではないことを確認していった。

この基本的な考え方は、75年5月、日教組の委嘱を受けた教育制度検討委員会が発表した「日本の教育改革を求めて」に生かされている。

又、66年第15次教研での提案・採択を受け、67年8月「全国障害者問題研究会」が結成され、当初の教育権保障中心から、「障害者の権利を守り、その発達を正しく保障することをめざす研究運動は、教育権保障と他の

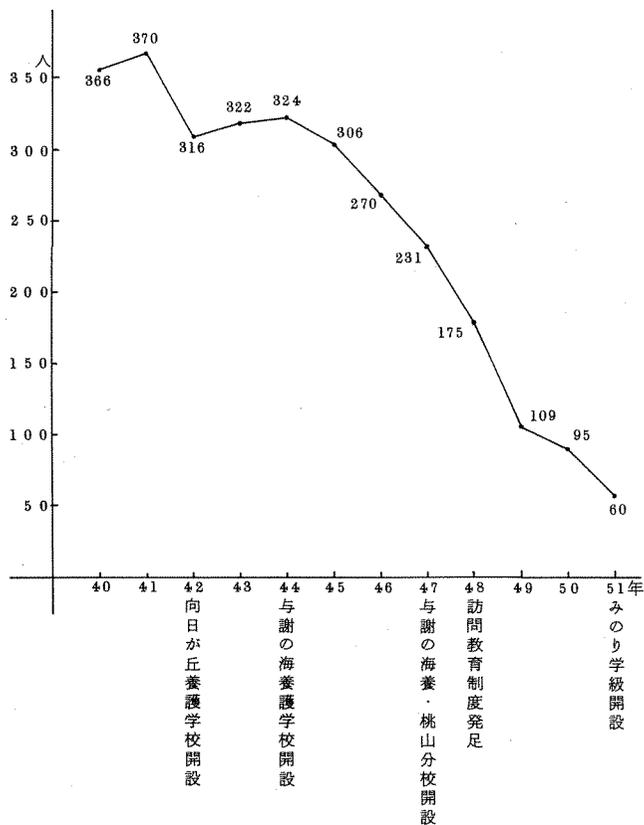
諸権利とを統一的に追求せざるをえず、さらにまた障害児(者)の権利を、その家族・関係教職員・地域住民の生活・労働・市民権と平等・対等な関係において実現していかなざるをえない」として、障害者の権利保障運動を地域の住民的運動と結びつけて取り組んできた。

この視点は、例えば、東京都において66年以降毎年開催されている「障害者の医療と教育と生活を守る都民集会」に生かされている。こうした中から、東京都では、74年4月から全国に先がけて、障害児の「希望者全員入学」を果してきた。

又、京都府においても、嵯川府政の下で障害児の教育権保障運動が取り組まれ、次に述べる

与謝の海養護学校等が設立される中で、76年現在、就学猶予・免除児童数は60名へと減少している(図2)。

図2 京都府就学猶予・免除の児童生徒数の推移(含京都市)



○ 地域に根ざす障害児教育—京都府立与謝の海養護学校の実践を通して—
まず、学校設立までの歩みを概観する。

1951年、現在の与謝の海養護学校副校長である青木氏による「特殊学級」を出発点として、京都北部地方における障害児教育は動評反対闘争の中で高まった。学級増設と共に、地域への理解

を広める為、「特殊学級」連合運動会、与謝地方障害児学級合同作品展等を取り組む中で、各校「親の会」が61年「与謝地方手をつなぐ親の会」へと統一されていった。

58年「研究集会」で「障害児学級に重度の子どもがいてうまく教育できないので、精神薄弱児施設が必要であること」が提起され、一度は精薄施設設置特別委員会が設けられたが、むしろ「すべての子どもの教育権を守るためには、現行制度の中では養護学校の設置こそ必要ではないか」との意識変革を経る中で、養護学校設立運動に取り組んでいった。64年に「養護学校設立連絡協議会」を結成、翌65年には署名運動を取り組む中で、「障害児学級親の会」を「障害児を守る親の会」へと発展させ、より広範な親達を組織していった。

更に、障害児問題を地域の課題とする取り組みとして、67年3月「第1回障害児・者を守る和謝・丹後集会」が開かれた。

67年9月には各市町議会へ一斉請願すると共に、対府交渉を重ねていった。62年2月急拠知事交渉がもたれ、学校づくりへ向けて具体的な運動が動き出した。3月には「第2回障害者を守る和謝・丹後集会」が開かれ、真に障害児の発達を保障する学校づくりの為の研究運動を確認していった。そこで養護学校調査団の派遣等、調査・学習を重ねると共に、11月には「入学申請書運動」に取り組んだ。

工事現場から古墳が発掘された為、小・中・高同時発足は事実上不可能となったが、69年4月、高等部別科を仮校舎で開校した。このような中、与謝・丹後集会は、福知山・綾部・舞鶴をも含め、「第3回障害児・者の生活と権利を守る京都北部集会」として、自治体の後援を得る中で開催された。翌70年4月本格開校が実現し、就学猶予・免除であった子58名を含む155名で、ここに「すべての子どもの教育を保障する学校」としての取り組みが開始されたのである。

日頃の教育実践活動の具体的な内容については省略するが、以下、75年度の取り組みを概観してみる。

まず、その集団編成においては、発達における集団の意義を重視し、基礎集団、発達課題に応じた多様な学習集団等、量と質の異なる複数集団を保障している(図3)。

次に、「全ての子どもに教育を保障する」という理念に基づき、重度重複教育が取り組まれているが、ここには、障害の重い子どもに視点をあてた教育を進める中で、全ての子ども達の人間として発達していく基本的道筋がより明確になり、教育の中味が豊かになされるとの確認がある。

更に、学令での在家庭にある障害児に学籍をつけ、在籍校の教員が家庭訪問して教育する訪問教育、障害児と健体児が対等・

図3 (例 小学部)

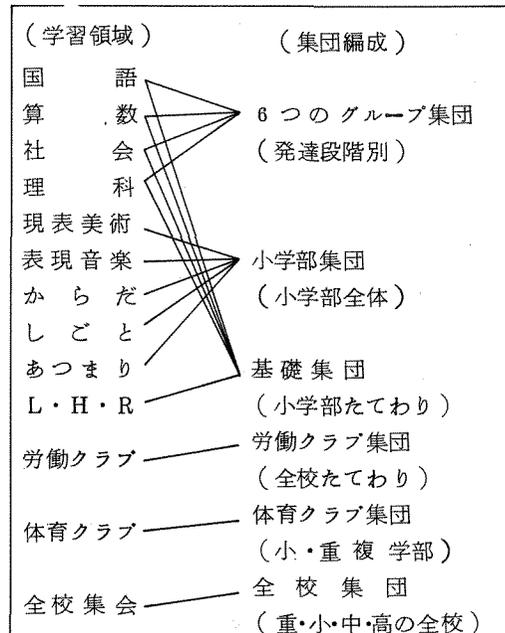


図 4

加悦高文化祭交流会計画書	S 5 0.4.5 高等部指導者集団 生徒会指導者集団
1. 日 時 昭和50年9月18日(木) AM9:00~PM3:10	
2. 場 所 府立加悦谷高等学校	
3. ねらい	
(1) 今回の交流会により「友情と連帯の輪」をいっそう大きく広げる。	
(2) これまでの交流会の中で築き上げてきた「友情と連帯の輪」をさらに深め、併せて相互理解を深める。	
(3) こうした交流をとぎれがちでなく、日常的、継続的なものにしていく。	
(4) この取り組みにより、さらに新しい課題を見い出させ、引き続いた取り組みとなるよう発展させる。	
(5) 文化的な要求を満たし、学ぶと同時に、その要求をさらに高め発展させる。	
(6) 交流会を企画し、準備するという生徒たちの自主的、主体的な取り組みを通して自治能力を高める。	
4. 日程と内容(略)	
5. 指導と任務分担(略)	

図 5

<p>第3回青年学生をつどいへのよびかけ</p> <p>与謝の海の創立5周年をきねんして、はじめて「青年・学生をつどい」がひらかれてから、ことしで8年目になります。ことしも宮津・与謝・丹後・中丹の高校生、青年学級、共同作業所の人たち、網野青年団はまづめ支部の人たちが、実行委員会をつくってとりくみをすすめてきました。</p> <p>今までの「青年・学生をつどい」ではフォークダンスをして楽しい交流のひとつときもったり、分散会では、いろいろな人の話をきいたりしました。「仕事場で人から『アホヤ』『どんくさい』といわれてつらかった」という卒業生。「私もはたらきたいけど、しゅうしょくするところがなかったらどうしよう」という与謝の海の生徒。「学校がおもしろくない」、「よさのうみはどうしてみんな楽しそうなんや」という高校生…お互いになやみを出し合う中で、同世代に生きている仲間のことばかりかけてきました。そして、こんな機会をもっとこれからももとうと確認しあって「つどい」をおわりました。</p> <p>ことしは、</p> <p>① 手をつなぎ、うたおう、そしてかたりあおう！</p> <p>② この場だけの友だちでなく、もっと友だちをふやすなまになろう！</p> <p>というテーマですすめたいと思います。</p> <p>特に、分さん会の中にイモヤキ祭典を計画し、今までのように、障害者の問題を考え合ったり、なやみやむじゅんを出し合ったりするとともに、今まで以上に楽しいふんいきの中で交流を深めたいと思います。イモヤキをしながら、おどったり、話し合ったりして、イモヤキ祭典をせいこうさせたいと思っています。</p> <p>ぜひ、第3回「青年・学生をつどい」にたくさん参加してください。</p>

図 6

よさのうみ養護学校 第7回体育祭のごあんない

だんだん秋も深まってきました。みなさん、勉強や運動にはげんでいることと思います。私たちは今年も体育祭を成功させるために、毎日がんばっています。

よさのうみの体育祭は、今年で第7回目をむかえます。第6回までの反省の上になつて、今年、今まで以上に生徒会ぜんたいのとりくみにするため、生徒会本部と体育部をはじめ、文化部、保健部、そうじ部や学部代表者で、実行委員会をつくってがんばっています。

私たちは、日頃の勉強の成果を、青空のもとで力いっぱい発表したいと思います。ぜひ参加して下さるよう、おねがいします。

- 10月5日(日)10時～
- よさのうみ運動場にて(雨天の時、6日か7日にえんき)
- 種目にいっしょに参加したい場合は
小学校は小学部、中学校は中学部、高校は高等部に、直接連絡してください。(場所や時間の都合で学部とのうち合わせができない他校は、直接種目には参加できませんのでご理解ください。
- 他校参加の種目は次のとおりです。

10月3日段階で11校300余名の参加申込み

高		中		小				学			
石原高	加悦谷高	舞鶴盲聾	橋立中	伊根小	由良小	栗田小	府中小	吉津小	宮津小	上宮津小	学校名
生徒会有志	二年	中学部	障害学級・他	一・六年			五・六年	五年・障害学級	五年	四・五・六年	学年
三	数	六	四 四 名 以上	三	数	三	七	三	三	七	人
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	数

よさのうみ養護学校生徒会
第7回体育祭実行委員会

図 7

参考：昭和51年、小学部(1～4組)夏休みの生活実態調査

☆ 地域の活動	☆ あそび	(回収36人)
参加者13人	家族以外の友だちと遊んだ日(いとこも含む)	
ラジオ体操	0日	7人
守る会・親の会などの行事	1～8日	14
おやこのつどい	9～16日	6
運動会	17～24日	6
子ども会	25～32日	1
	33～40日	0
	友だちと全然遊んでいない子ども	
	{ 兄弟だけ	5人
	{ 父母だけ	2
	家族、いとこだけ遊んだ子ども	4人

平等の立場にたち、学び合い、育ち合う中で、より豊かな人間的発達をめざす共同教育がある。特に共同教育は、学習の中、文化祭交流会（図 4）、「青年・学生のつどい」（図 5）、体育祭（図 6）、寄宿舎教育の中でというように、いろいろな形で取り組まれている。

その他、進路保障の取り組みと共に、障害が重く企業就職の困難な者に労働と集団を保障する場としての共同作業所づくり、卒業後のアフターケア・社会教育を保障する場としての青年学級づくりと取り組んできている。

今後の課題としては、第一に、養護学校 79 年義務化により「義務教育」を保障する展望が一定開けてきた現在、卒業後の進路を保障する取り組みがより一層重要になること、第二に、夏休みの生活実態調査（図 7）等から指摘されるように、子どもたちの居住している地域での日常的な集団保障が考えられなければならない。

○ ま と め

以上、京都府立与謝の海養護学校の実践を中心として、障害児教育の在り方をみてきたが、学校設立へ向けた運動、更に共同教育の取り組み等からも示唆されるように、それは地域に根ざす教育でなければならず、今後その内実を豊かにする具体的な取り組みを推進しなければならない。

尚、戦後障害児教育をめぐる動きが教育現場では如何に把握され、それに対処していったか、又自治体行政との関わりにおいて今後重要となる行財政との絡みについては触れえなかったので、今後の課題とする。